

議案九二二号

「資金の委託」による教職員住宅建設等に関する校足について。

「資金の委託」による教職員住宅の建設等について、公立学校共済組合との間に別紙のとおり校足する。

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



『資金の委託』による教職員住宅建設等に関する協定書

三朝町（以下「町」と云う）と、公立学校共済組合（以下「組合」と云う）は、公立学校の教職員及びその家族の用に供する住宅（以下「住宅」と云う）の建設、貸付、管理運営、譲渡等について次のとおり協定する。

（資金の委託）

第一条 組合は住宅の建設を行なうため、必要な資金を町に委託するものとする。

（資金の限度）

第二条 町に委託する資金の限度額は、住宅の建設費に相当する金額とする。但し組合が必要と認めるときは、敷地の購入費に相当する金額を加えた金額を限度額とするものとする。

（規模・構造等）

第三条 住宅の規模・構造・坪単価等については、町と組合が協議のうえ定めるところによるものとする。

(設計、仕様等)

第四条 町は、住宅の設計、仕様、予定価格等を決定しようとするときは、あらかじめ組合と協議するものとする。

(資金の返還等)

第五条 町は、しゅん工期限を超過しても住宅を建設する見込みのないときは、すみやかに組合に、委託された資金に相当する金額を返還し、日歩代金に相当する損料を払い込むものとする。

(賃貸借の契約)

第六条 組合は、住宅の所有権保存登記を完了したときは、すみやかに当該住宅について町と賃貸借契約を締結するものとする。

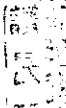
(議決書の写しの提出)

第七条 町は、賃貸借契約を締結する場合には、あらかじめ当該契約について議会の予算外義務負担に関する議決書の写しを組合に提出するものとする。

(貸借期間)

第八条 住宅の貸借期間は当該住宅の構造が不造及び鉄骨造の場合、 年、鉄筋コンクリート造及びブロック造の場合、 年とするものとする。

(貸賃料)

第九条 貸賃料の額は委託する資金の額に依り、別表により算出した額とする。

(支払日)

第十条 貸賃料の支払日は、貸賃借契約を締結した日に依り、それぞれ別表により定める日とする。

(延滞金)

第十一条 組合は、町が貸賃借契約に定めるところによる貸賃料の支払いを延滞した場合、には、当該契約に定めるところにより日歩式銭の割合に相当する延滞金の支払いを求めるものとする。

(使用規程の作成)

第五二条 町は住宅の使用に関する規程を作成しようとするときはあらかじめ組合と協議するものとする。

(使用範囲)

第五三条 住宅は公立学校の教職員及びその家族の用に供するものとする。

(使用料)

第五四条 住宅の使用料の額は町と組合が協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第五五条 町は住宅の保険料、修繕費、その他の管理運営に要する費用及び不動産取得税、固定資産税に相当する資金を負担するものとする。

(譲渡)

第五六条 組合は賃貸借契約に定めるところにより賃貸料が完納されたときは、住宅を町に無償で譲渡するものとする。

(その他の事項)

第五七条 この規定に定めのない事項及び変更を要する事項については、町及び組合が協議

をもちて協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、この協定書式通を作成し、所及び組合がそれぞれ記名押印の上、各売通を保有するものとする。

昭和三十一年

月 日

偽取県東伯郡三朝町長 坂 出 雅 己

東京都港区芝罘平町二番地の一
公立学校共済組合理事長 田 中 義 男
代理人

偽取市東町二丁目三〇番地
公立学校共済組合偽取支部
支部長 西 本 真 一